



## 令和7年4月から新たな給付金が創設されました！

子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に「育児休業給付金」「出生時育児休業給付金」が受けられます。令和7年4月1日から、新たに「**出生後休業支援給付金**」「**育児時短就業給付金**」が創設されました。今回は、その内容について解説いたします。

### 参考 育児休業等給付の種類と概要

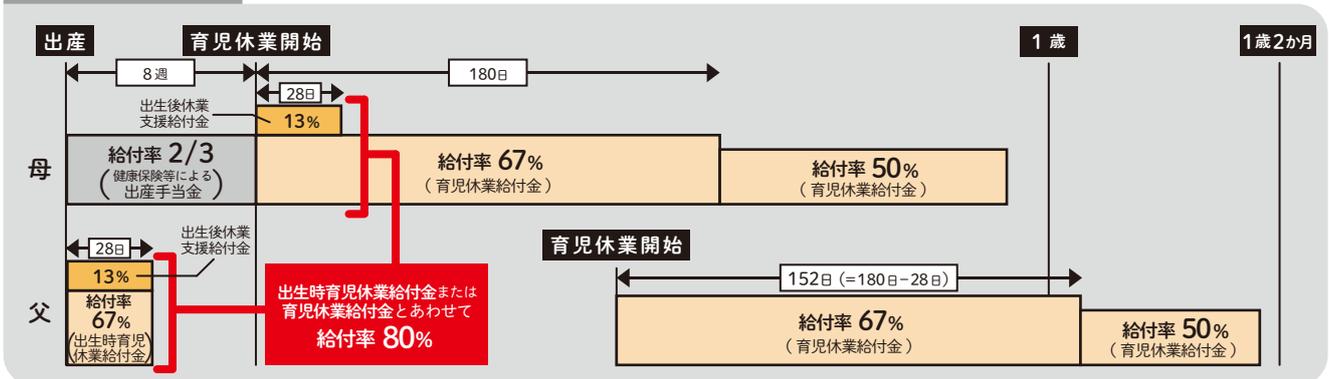
|            |  |
|------------|--|
| 育児休業給付金    | 育児休業期間中に支給（原則1歳まで、育児休業を延長した場合は最長2歳まで）<br>【給付率】休業開始前賃金の67%（181日目からは50%） |
| 出生時育児休業給付金 | 産後パパ育休（出生時育児休業）期間中に支給（最大28日間）<br>【給付率】休業開始前賃金の67%                      |
| 出生後休業支援給付金 | 新設（以下で詳述）  |
| 育児時短就業給付金  |  |

## 出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて支給される給付金です。

### 支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



## 1 支給要件

雇用保険の一般被保険者および高年齢被保険者（「被保険者」）が、次の(1)および(2)の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」が支給されます。

(1) 被保険者が、**対象期間**に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。

### 【対象期間とは】

- ①被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）
  - ▶「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間
- ②被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）
  - ▶「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間

(2) 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に、通算して14日以上の子の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「**配偶者の育児休業を要件としない場合**」に該当していること。

### 【配偶者の育児休業を要件としない場合とは】

- ▶ 配偶者がいない、配偶者が無業者、配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない、配偶者が産後休業中、配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合等）など。

## 2 支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数（28日が上限） × 13%

- ▶ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金（給付率67%）と合わせると、**給付率80%**となります。

### 3 申請方法

原則、事業主が出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行います。

#### 提出書類

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書  
または  
育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

※出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行う場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に「出生後休業支援給付金支給申請書」を提出します。

## 育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として短時間勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(「育児時短就業」)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給される給付金です。

### 1 支給要件

対象となるのは、次の(1)および(2)の要件を満たす方です。

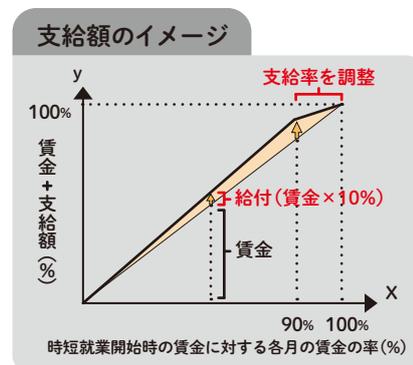
- (1) 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- (2) 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、<sup>※1</sup>育児時短就業を開始したこと、または、<sup>※2</sup>育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

くわえて、次の(3)～(6)の要件をすべて満たす月について支給されます。

- (3) 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- (4) 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- (5) 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- (6) 高齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

### 2 支給額

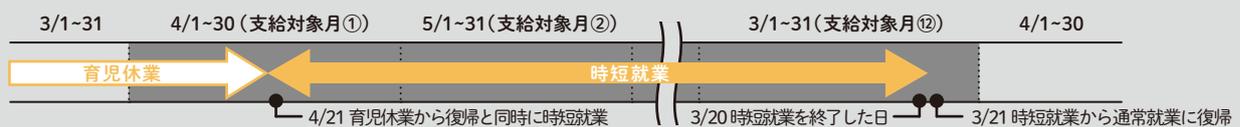
育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額(原則)<sup>※3</sup>



### 3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(「支給対象月」)について支給されます。育児時短就業に係る子が2歳に達する場合は、その前日で終了します。

#### 支給対象月の例



### 3 申請方法

原則、事業主が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認および支給申請を行います。

#### 提出書類

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- 育児時短就業給付受給資格確認票・(初回) 育児時短就業給付金支給申請書

※育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。

※支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行います。高齢雇用継続給付の支給申請月にあわせて育児時短就業給付金の支給申請を行うことができます。

※1 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、復帰日から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のとき。

※2 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

※3 育児時短就業開始時の賃金水準を超える場合は調整がなされます。また、一定の要件を満たした場合(支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していない場合等)は支給されません。

#### 〈参考文献〉

厚生労働省「2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します」(2025) : 厚生労働省「育児休業等給付の内容と支給申請手続 被保険者・事業主の皆さまへ」(2025)  
厚生労働省「2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します」(2025) : 厚生労働省「育児時短就業給付の内容と支給申請手続 被保険者・事業主の皆さまへ」(2025)

発行元

 **辻・本郷 社会保険労務士法人**  
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿HR事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル7階

TEL：03-5361-8061 (代表)

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀

当法人の詳細  
お問い合わせ



スマホで読み取り  
またはクリック!

